

「くまもと家庭教育支援条例(仮称)」素案に関する意見募集の結果及び考え方について

くまもと家庭教育支援条例(仮称)素案について、県民の皆様からの意見を募集しましたところ、多数の御意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられた御意見の概要と、これらに対する考え方を下記のとおりお示します。

記

- 1 募集期間 平成 24 年 10 月 19 日(金)～平成 24 年 11 月 19 日(月)
- 2 意見の件数(意見提出者数) 93 件  
(同主旨の意見を集約した後の件数 84 件)
- 3 意見の取り扱い
  - (1) 反映 意見を踏まえて計画案に反映させるもの 13 件
  - (2) 既記載 意見の趣旨・考えを既に記載しているもの 4 件
  - (3) 参考 今後の施策を推進していくうえでの参考とさせていただくもの 26 件
  - (4) 補足説明 条文案には盛り込まないが、お寄せいただいたご意見について補足を行ったもの 39 件
  - (5) その他 県条例に直接関わるものではないが、条例に基づいた事業を推進する際に、参考となるご意見として伺ったもの 2 件
- 4 意見の概要と委員会の考え方について

〈前文について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
1 2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である」は極めて重要。</li> <li>・ 子どもを育てていくことは日本の未来を育てることと大人全員が認識し、「子どもは地域の宝として、家庭はもちろん地域社会みんなで子どもの育ちを支えていく」ことが必要である。</li> <li>・ 14 行目「行政その他県民みなで家庭教育を支えていく」の部分に「行政その他県民みなで連携・協力して家庭教育を支えていく」を付加</li> </ul>	<p>御意見のとおり、県民みなで家庭教育を支援しようという趣旨でこの条例を制定するものです。</p> <p>また、家庭教育支援に果たす地域の役割の大きさに鑑み、第8条(地域の役割)に規定しています。</p>	反 映
4 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6行目「しかしながら」の前に「また、学校教育においては、平成 19 年より、一人ひとりの違いに即した「個別支援」の考えによる特別支援教育が推進され、障害や特性を持った子どもたちにも教育が保障されるようになった」を追加。</li> <li>・ 発達障がいや知的障がいなど全ての障がい親のしつけなどの責任でないことを明記してほしい。</li> </ul>	<p>障がいのある子どもを抱える家庭や、ひとり親の家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対しては、個別の施策が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、第 4 条第 3 項において、特別な配慮を必要とする家庭における家庭教育支援の考え方を記載します。</p>	補足説明
6	<p>文章が難解なので推こうをお願いしたい。</p> <p>①1 行目「愛情による絆で結ばれた～育まれるものである。」の部分</p> <p>②4 行目「子どもは地域の宝として～育ちを支えてきた。」の部分</p>	<p>①については、御意見のとおり条文に生かします。</p> <p>②については、現在の条文を生かしたいと考えます。</p>	反 映

<第1条(目的)について>

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
7	この条例の所管課はどこか。 家庭教育を支援するための施策の基本となる事項は誰がどのように定めるのか。	条例の制定後、この条例は、教育委員会事務局社会教育課の所管となりますが、条例に基づき、家庭教育を支援するための施策は、関係部局が協力・連携して実施します。 施策の基本となる事項は、本条例の第2章の各条文において規定します。	補足説明
8	文章が一文で長すぎて難解である。箇条書にするなど推こうをお願いしたい。	条例を制定した後は、逐条解説などを作成し、条例への理解を広めて参ります。	補足説明
9	「家庭教育の子育ての重要性に対する県民の理解を深め」とし、「子育て」を入れてほしい。	本条例は、「家庭教育の支援」を主な目的としたものです。県民みなで子どもの育ちを支えることの必要性等については、「熊本県子ども輝き条例」で定めています。	既記載

<第2条(定義)について>

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
10	「保護者」の定義に「里親」を追記してほしい。	御意見のとおり、保護者の定義を、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するもの」とします。	反映
11	「地域活動団体」とは具体的にはどのような団体を指すのか。	PTA、子ども会、婦人会などの社会教育団体や、自治会など地縁による団体を指します。	補足説明
12	「事業者」とはどのようなものか。定義をすべきである。	事業者とは、個人事業者と法人や団体を指します。法人や団体では、株式会社・有限会社などの会社、社会福祉法人や医療法人などの公益法人、公共法人など、法人はすべて事業者に含まれます。また、個人事業者については、小売業や卸売業をはじめ、自営業もすべて事業者に含まれます。さらに、独立、開業している医師、弁護士、公認会計士、税理士なども事業者に含まれます。	補足説明

〈第3条(基本理念)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
13	・ 「保護者は子の教育に第一義的責任を有する」はまさにその通りである。	<p>教育基本法第10条において、「保護者は子の教育に第一義的責任を有する」と規定されており、本条は、その趣旨を改めて基本理念として規定したものです。</p> <p>他方、障がいのある子どもを抱える家庭や、ひとり親の家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対しては、個別の施策が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、第4条第3項において、特別な配慮を必要とする家庭における家庭教育支援の考え方を記載します。</p>	補足説明
14	・ 保護者もひとり親、祖父母、親戚等の場合もあり、様々な家庭の事情もあるので、第一義的責任を持たせることはできないのではないかと。		
15	・ 「保護者は子の教育に第一義的責任を有する」を削除してほしい。養育に特別な配慮と経験を有する子どもを持つ保護者を追い詰め、全て保護者が悪いからという風潮を生む可能性がある。		
16	・ 第2項として、「家庭教育支援にあたっては、子ども自身の個性の違いや各家庭の事情を鑑み、保護者並びに子どもが疎外感を抱くことのないよう、また所属する園、学校、地域、職場などから差別や排除を受けることのないよう配慮されなければならない。」を追加。	<p>第3条の規定のとおり「家庭教育の自主性の尊重」には最大限の配慮を行って参ります。</p> <p>また、特別な配慮を必要とする家庭における家庭教育支援の考え方は、第4条第3項に記載します。</p>	既記載
17	・ 「第一義的責任を有するものとして」の後に、「各家庭の事情に配慮し、また」を追加。		
18	虐待、不登校、いじめ、引きこもりに象徴される課題、青少年に顕著な自尊心の低下、社会的道徳やモラルの低下は、家庭教育のみでは解決できない。地域・社会・環境(特に情報環境)が総合的に子育て中の家族・家庭を支えるという視点が盛り込まれることを強く望む。	御意見のとおり、様々な関係者の方々との連携・協働を進めて参ります。	既記載

〈第4条(県の責務)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
19	県の責務が明記されることで、教師のボランティア的な活動とも連携・協働がスムーズにできることを期待する。	条文のとおり様々な関係者の方々との連携・協働を進めて参ります。	補足説明
20	画一的な支援の押し付けとならないように、「 <u>県は家庭教育を支援する施策の推進にあたっては、個別の家庭事情の存在に配慮しなければならない。</u> 」の一文を加えてほしい。	<p>障がいのある子どもを抱える家庭や、ひとり親の家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対しては、個別の施策が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、第3項において特別な配慮を必要とする家庭における家庭教育支援の考え方を記載します。</p>	反映
21	施策を総合的に策定するのは県のどの機関か。透明性や中立性をどう担保するのか。	現在家庭教育支援に関連する施策は、教育委員会、健康福祉部、総務部等の各機関で連携をとりながら実施していますが、この条例が制定されることで、教育委員会を中心に各機関の連	補足説明

		携・協働をさらに進めて参ります。	
--	--	------------------	--

〈第6条(保護者の役割)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
22	子どもは保護者の所有物ではないことを明記するため、「子に愛情を持って接し」の前に「 <u>1人の個性ある人間として</u> 」を付加	子どもが社会の一員として、その人権及び個性を尊重されるべきことは、「熊本県子ども輝き条例」で定めてあります。	補足説明
23	「自ら成長」するのは「親として」か、「親も子ども」なのか。具体的にわかりやすく記載してほしい。	本条は、保護者の役割を規定した条文であり、「自らが成長していくよう努める」のは、保護者となります。	補足説明
24 25 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が自ら成長するためには、県、市町村等のサポート体制が必要である。</li> <li>保護者に責任を自覚させることは必要である。</li> <li>「努めるものとする」では、保護者の学びの現状は変わらない。「自ら成長するための定められた講習を受けなければならない。」義務とすべき。</li> </ul>	<p>保護者の方々が、自ら「親として」成長する機会を得ていただけるよう、今回この条例を制定し、施策を進めて参ります。</p> <p>家庭教育は、本来保護者の自主的な判断にもとづいて行われるべきものであり、教育基本法第10条第2項で、「地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。</p> <p>本条例でも、第3条に記載のとおり「家庭教育の自主性を尊重」していくことが必要であると考えています。</p>	補足説明
27 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来プライバシーの領域である家庭や、各人の自由であるべき価値観に割り込んでくるような押し付けがましさを覚える。</li> <li>「自ら成長していく」には抵抗があるため削除してほしい。</li> </ul>	「保護者の役割」は、もともと各家庭や個人において、それぞれの価値観に基づき、大切に考えられるべきものと認識しています。しかしながら、家庭を取り巻く厳しい現状と教育基本法第10条の趣旨を踏まえ、保護者の役割として明記しました。但し、第3条に記載のとおり「家庭教育の自主性の尊重」には最大限の配慮を行って参ります。	補足説明

〈第7条(学校等の役割)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
29 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活のために必要な習慣を身に付けさせる」など、基本的な生活習慣や社会人としてのルール・マナーを身に付けさせるのは保護者の役割とし、学校等はそれを援助するとすべき。</li> <li>「生活のために必要な習慣」はわかりにくい。「基本的な生活習慣」の方が適切ではないか。</li> </ul>	<p>「生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和的発達」は、家庭教育だけで身に付けられるものではなく、学校教育も協力して達成すべき事項であると考えます。</p> <p>学習指導要領においても、総則として「児童の人間として調和のとれた育成を目指す」ことや、道徳の目的として「児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付ける」ことが規定されています。</p>	補足説明

		また、「基本的生活習慣」については、教育基本法に記載のある「生活のために必要な習慣」という文言を使用したいと考えます。	
31	・ 発達障がい者が社会に順応できるような教育システムについて、特に義務教育の教育現場で理解してもらうことが不可欠である。	発達障がい児・者の支援については、現在指針を策定中であり、御意見は今後の施策に役立てて参ります。	参 考
32	・ 学校、市、県のパイプを太く確固たるものとし、学校、地域等での指導(施策)は必ず発達障がい専門家への相談を踏まえてほしい。		
33	第2項「学校等は、～施策に協力するよう努めるものとする。」とはどの程度か。不当或いは画一的な協力を(県や市町村に)求められた場合の対策はあるのか。	本条は、県や市町村が実施する家庭教育支援の施策について、学校等に対して協力を求めるものです。学校等は、運営に支障を来たさない範囲で可能な限り協力するよう努力することとなります。 また、施策の策定・実施にあたっては、第4条第2項に基づき、学校等関係者と連携・協働しながら取り組むものとしています。	補足説明

〈第8条(地域の役割)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
34	地域の教育力があり、地域に支えられると保護者は楽になり、子ども達は救われる。	御意見のとおり、地域住民が互いに協力しあい子どもの健全な育成に努めることで、保護者の子育てに対する負担感が軽くなり、また、子ども達も様々な人々との関わりの中で成長することができると思います。本条は、昨今薄れがちな「地縁」による子育ての大切さを皆が改めて認識し、家庭教育への支援を行っていかうとするものです。	補足説明
35	熊本広域大水害で被災し、避難生活をして、家庭環境、地域環境の大切さを実感した。このような具体事例を載せた冊子を作成し、地域に求めるものを明確に示せると良い。	いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	参 考

〈第9条(事業者の役割)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
36	・ 子どもを生み育てることへの上司や同僚の理解を促し、子育て世代の保護者達が子どもと過ごせる時間、気力、体力を確保できるよう条件を整えることは重要な課題である。	いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	参 考
37	・ 障がい児を持つ親が事業所で差別を受けることにつながらないように慎重にお願いしたい。		

〈第 10 条(財政上の措置)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然と交わって遊べる空間づくりのために児童公園の遊具なしの広場の確保の為に財源確保と事業をお願いしたい。</li> <li>・ NPO や地域の教育団体などへの予算等の配分を強化して欲しい。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	参 考
39			
40	<p>財政上の措置は「講ずるよう努めるものとする」ではなく、「講ずる」とすれば、市町村も予算を組みやすいのではないか。</p>	<p>御意見の趣旨は理解しますが、当該年度の県財政全体におけるバランス調整等、財政当局との協議が必要な部分もあり、努力義務とさせていただきます。</p>	補足説明

〈第 12 条(親の学び及び成長を支援する学習機会の提供)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
41	<p>親の学びプログラム事業は大変有効である。普及のため、あと1年は継続してほしい。</p>	<p>くまもと親の学びプログラム事業についてはその事業効果等を検証し、必要に応じて改善しながら、引き続き推進して参りたいと考えます。</p>	補足説明
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学習の機会」や「情報提供する団体」が偏らず、どんな事情の家庭にも提供できる機会等の整備、及び情報提供を行う団体への障がい等への理解と啓発の学習の機会を義務付けること。</li> <li>・ 多くの団体から知恵を借り学習の場を作るような「事業」を立ち上げて欲しい。</li> <li>・ 「学習の方法の開発及び普及を図る」に当たっては団体への委託は絶対にせずに県が責任を持って良いものをつくってほしい。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今後、施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、学習方法の開発及び普及の事業は、直営、委託のいずれの方法においても、県が主体となり実施します。</p>	参 考
43			
44			
45	<p>保護者に対して、質問・回答形式の冊子を作り、配付するようにはどうか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後、施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	参 考
46	<p>価値観は各個人で違うものであり、画一的に「望ましい親の姿」を押し付ける指導的なものにならないよう十分な注意が必要である。</p>	<p>第3条の規定のとおり「家庭教育の自主性の尊重」には最大限の配慮を行って参ります。</p>	参 考
47	<p>親として学ぶ場は必要である。多くの保護者が来る乳幼児健診等の場を利用して、様々な施設や学びの機会とつながることが必要。また、幼い時ほど家庭教育支援の必要性は高いので、出産前からの支援の充実を明記すべきではないか。</p>	<p>御意見のとおり、今後、施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	参 考

〈第13条(親になるための理解学習の推進)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
48	「結婚しない」、「親にならない」という多様な生き方をも認め合うべきであり、子ども達に型にはまった人生の形をおしつけるべきではない。	御意見の重要性については十分認識しています。しかし、「親になるとはどのようなことか」ということについて、それぞれの家庭においてだけでなく、学校等において子ども達自身が考えることが大切であると考えます。	補足説明
49	・ 現場の教師の意見をとりいれながら、「テキスト」と、「テキストの使い方」を作成してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	参 考
50	・ 学習方法の開発の研究の場に参加したいので、公募してほしい。	なお、現在、県では、くまもと親の学びプログラム次世代編を策定し、その普及に努めています。	
51	・ 教員対象の研修会を実施してほしい。		
52	・ 「親になるための学びを支援」ではなく、推進してほしい。		
53	「親になるための学び」には、大阪維新の会が撤回した条例案のベースでもある「親学」があるのではないかと。	「親としての学び」、「親になるための学び」の双方とも、本県では、くまもと親の学びプログラム事業を始め、従前から取り組んで参りました。 本条例の素案を作成するにあたり、県議会の検討委員会において3人の有識者の方から家庭教育支援についてのヒアリングを実施しました。本条例には、3人の先生方それぞれの御意見を参考として、反映させています。	補足説明

〈第14条(人材育成)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
54	人材養成は急務。特に指導的立場にある者だけでも先に養成し、資質向上の後に、他の施策に取り組んでほしい。	御意見のとおり、学校等、地域、事業者、行政の各機関において、人材育成が急務かつ重要と認識しており、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	参 考

〈第17条(広報及び啓発)について〉

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
55	■第1項「科学的知見」に関して ・ 一方の見方には必ず逆説があり適当ではない。「家庭教育に関する情報をひろく収集し、整理、分析及び提供を行うものとする」とすることを提案する。	御意見のとおり、情報には様々な立場からのものがあり、また、研究の進歩等による変化があるものと認識しています。	補足説明
56	・ 「科学的知見」は、「どの時点での科学的知見か」が問われる。見直しが必要。	一方、県が施策として情報を収集、整理、分析、提供していくに当たっては、偏った考え方や根拠が明確でない情報までを提供していくことは適切ではないと考えており、その時点での科学的知見に基づいて情報提供していくという考え方から、本条文を規定しました。	

57	<p>■第2項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域や学校の行事とは別に「家庭教育の日」を年に数回設けてはどうか。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	参考
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例の理念や内容の周知、地域にあった取り組みのために、各地域で説明会を開いて欲しい。</li> </ul>		
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育10か条などの県の取り組みもなかなか浸透していない。皆が自身のこととして捉える工夫や、条例の分かりやすい解説も必要ではないか。</li> </ul>		
60	<p>■第3項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例全体に比して、この項だけは具体的な施策に踏み込んでおりそぐわない。削除すべきではないか。</li> </ul>	<p>本条文の例示は、条文の内容をわかりやすくする観点から、現在行われている施策を念頭において示したものです。</p> <p>現在行われている施策の内容を踏まえ、「家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組」と修正します。</p>	反映
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>「家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の登録制度の実施」は削除を希望。公開の運営委員会委員として活用すれば良い。</li> </ul>		
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の登録制度の実施は削除してほしい。前段の主旨と矛盾し、特定の団体だけを擁護する可能性も考えられ、県としての公益性及び中立性を損なう可能性がある。</li> </ul>		
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の登録制度については、特定の団体の利権にならないよう、何を持って積極的に家庭教育に取り組むと判断するのかを含め、十分に議論してほしい。</li> </ul>		
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県は登録団体に対し、家庭教育支援に当たっては個別の家庭事情の存在への配慮について助言するよう努めるものとする」の一文を加えて欲しい。</li> </ul>		
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4項として「<u>なお、登録団体の登録及びその活動にあたって県は、家庭の事情を考慮し、関係各機関などとの連携を図りながら実施するよう指導しなければならない。</u>」を追加</li> </ul>		
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOなどの団体と県が、家庭教育支援の理念に沿った施策を協働して行きたい</li> </ul>		

<その他の御意見について>

○ 条例制定の意義に関して

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容は当たり前のことである。今の親をバカにしている。</li> </ul>	<p>家庭教育は、本来保護者の自主的な判断にもとづいて行われるべきものです。他方、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されており、県として家庭教育を支援することが必要であると考えます。</p> <p>これまでも、熊本県では、様々な家庭教育支援施策を実施しているところ</p>	補足説明
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的人権や個人のプライバシーに関することを条例化することは反対。正解のないはずのものに無理やりひとつの理想像をイメージし、押し付けようとしている。何を目標とし、その達成を、誰がいつどういう方法で評価するのが不明である。条例制定のメリット、デメリットを事前に分析すべきである。</li> </ul>		

69	・ 子ども輝き条例と重複する部分が多いが、「家庭教育支援」という別の条例として規定するのはなぜか。	ですが、本条例により、その取組みを更に進めて参ります。	
70	・ この条例により推進される家庭教育支援は、理想的な親子関係が築けない家庭や思ったような育ちをしない子ども達に対しても温かい目線を醸成する運動であってほしい。	子ども輝き条例は、主役は子どもで、県民みなで子どもの育ちを支えていくという趣旨で制定されましたが、本条例は、子どもの育ちを支えるもののうち家庭教育に絞ってその支援について規定するものですから、別に定めることとなります。	
71	・ 保護者の意識を高め、家庭教育の充実した環境整備のため、家庭教育支援は是非必要である。	また、条例の制定及び制定後の家庭教育支援の取組みにあたっては、家庭の多様性、自主性に十分配慮して参ります。	

○ 障害児・者の家庭教育支援に関して

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
72	・ 障がい児の子育ては健常児と同じようにはいかないが、この条例はどのように関わってくるのか。発達障がい児・者が社会で何か問題を起こした時に、障がい特性を無視して家庭教育がダメだからと一方的に責められるのではないかと不安である。	教育基本法第10条において、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」と明記されております。本条例は、この法律の趣旨に沿って、家庭教育支援について規定するものです。	補足説明
73	・ 発達障がい等の先天的な疾患や障害に対する正しい理解がないまま条例を策定するのは無責任である。	障がいのある子どもを抱える家庭や、ひとり親の家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対しては、個別の施策が必要であると認識しています。そのため、第4条第3項において、特別な配慮を必要とする家庭における家庭教育支援の考え方を記載します。	
74	・ 第2章の全ての項目に発達障がいの専門家の意見を取り入れて欲しい。	また、県が策定中である発達障がい児・者支援の指針において、別途詳細な支援を整理して参りたいと考えています。	
75	・ 第18条(個別事情の配慮)として「 <u>県は家庭教育を支援する施策の推進にあたり、子どもの障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(以下、「障害」と総称する。))であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいう)の有無、経済状態などで生活困難な個別の家庭事情の存在に配慮するとともに、適切な支援を行わなければならない。</u> 」を追加		
76	・ 発達障がい児・者への配慮については、県の整備検討委の中で充実したものができると思うので、本条例案はこれで良いと思う。		

○ その他の御意見について

No.	御意見・御提案の概要	考え方	対応方法
77	■ パブリックコメントの周知について ・ 条例の対象となる多くの家族が条例の内容や存在を知らないまま条例が成立することを懸念する。子育て中の全世帯にアンケート	パブリックコメントの周知方法については、県議会ホームページ、新聞等のマスコミ、県情報プラザ、県民交流館パレア等の県の機関等のほか、関係	その他

78	<p>ートを実施する等、条例案の周知と意見募集を再考すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁のホームページのパブリックコメントでは検索できなかった。県庁のホームページからも検索できるようにしてはどうか。</li> </ul>	<p>29 団体に個別に通知文書を送付しましたが、周知の方法については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	
79 80 81 82 83	<p>■ 環境整備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育ては100%上手にできることではないと伝えられる環境づくりを。だが、子どもの育ちに悪影響があるときは、遠慮なく介入できる環境や手立ても必要である。</li> <li>・ 子どものときからコミュニケーションのスキルを身に付けることが、地域のつながりの活性化に効果がある。</li> <li>・ どのような人にとっても前向きな気持ちで子育てができる社会環境の整備が必要。</li> <li>・ 人は何のために生まれるか、障がいのある人が生まれてくる意味、出生前診断の是非等について、答えを出すのではなく、考える教育を小学校高学年くらいでして欲しい。</li> <li>・ 現在は大人中心の社会。情報メディアの棲み分けをするなど、未来ある子どものことを考えた社会を作ることが必要。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	参 考
84	<p>■ 条例名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ くまもと子育て家庭教育支援条例とし、「子育て」の文字を入れてほしい。</li> </ul>	<p>本条例は、「家庭教育の支援」を主な目的とするものです。県民みなで子どもの育ちを支えることの必要性等については、「熊本県子ども輝き条例」で定めています。</p>	補足説明